

新型コロナウイルス対策と 取締役会・株主総会の運営

梅田総合法律事務所 弁護士 沢田 篤志
弁護士 石田真由美

▶ POINT

- ① 取締役会は、情報伝達の「双方向性」と「即時性」が確保されていれば、WEB 会議や電話会議によって行うことが可能です。
- ② 会社法は、取締役会について書面決議を行うことも認めています。
- ③ 今年の株主総会については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主に来場を控えるよう呼びかける等の開催に関する工夫がありえます。また、株主のオンラインでの参加を認めること、開催時期を変更すること等の対策をとることも考えられます。

1 はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大対策のために、会社運営にも大きな影響が出ています。テレワークの推進、外出や多人数での会合の自粛等を含む「新しい生活様式」が、社会的な要請となっています。このことを踏まえ、取締役会や株主総会の運営について、法的にはどのような選択肢があるか、また、そのような選択肢をとる場合の留意点について、ご説明します。

2 WEB 会議や電話会議システムを使用した取締役会

- (1) WEB 会議等による取締役会への出席

取締役会への出席の方法について、会社法には特に規定はありません。必ずしも物理的に1か所に集まる必要はなく、WEB 会議や電話会議(以下「WEB 会議等」と言います。)の方法でも問題ありません。取締役会議事録に関する会社法施行規則 101 条 3 項 1 号には、別の場所からの参加を認める規定が置かれており、この場合、取締役会議事録には、別の場所から参加した取締役等について「出席の方法」を記載する必要がありますので、「取締役〇〇〇〇は、WEB 会議システムにより出席した。」等の記載を行います。

さらに、新型コロナウイルスの影響でテレワークの必要性が高い現在においては、取締役の全員が、それぞれの自宅からテレビ会議で参加する方法での取締役会も考えられるところですが、このような方法でも法的には問題ありません。この場合、取締役会議事録に記載すべき取締役会の「場所」は、議長の自宅等の一定の具体的な場所を記載することになります。

(2) WEB 会議等による取締役会を有効に実施するための条件

このように WEB 会議等による取締役会は法的に有効に実施可能ですが、その前提として、「取締役間の協議と意見交換が自由にでき、相手方の反応がよく分かるようになっている場合、すなわち、各取締役の音声と画像が即時にほかの取締役に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組み」が確保されていることが必要とされています¹。

端的に言えば、WEB 会議等のシステムによって、技術的に、情報伝達の「双方向性」と「即時性(リアルタイム性)」を確保できる状況であることが必要です。例えば、通信状態、マイク、スピーカー、カメラ、ディスプレイ等の性能・状態に問題があり、音声や画像が途切れるなどして、双方向かつ即時(リアルタイム)のやりとりができない場合には、取締役会の有効性に疑義が生じかねません。したがって、会議の開始時までにはテストをして通信状態等を確認すること、会議の途中で通信状態が悪化したときには電話等の代替の手段ですぐに連絡できるようにしておくこと等の準備が必要です。

(3) WEB 会議等による取締役会の活性化のために

新型コロナウイルスの影響で、社会全般に、WEB 会議システムの利用が大きく増えています。WEB 会議システムは非常に役立つツールですが、会議参加者らの反応の把握や、同時に複数人が発言しようとした場合の調整等の場面において、現実に対面で行われる会議と完全に同じというわけにはいきません。WEB 会議を活性化し、より機能させるためには、電子的な方法で資料の事前配付を行ったり、会議の場で議長が WEB 会議の特性を踏まえた適切な議事進行を行い参加者間での双方向の活発な議論を促す等の工夫が必要になると思われます。

3 取締役会の書面決議(みなし取締役会決議)

(1) 書面決議の方法

取締役会は、現実の会議を開いて議論を行うことが重視されており、法律上、持ち回り方式による決議は認められていません。

¹ 1996年4月19日付法務省「規制緩和等に関する意見・要望のうち、現行制度・運用を維持するものの理由等の公表について」、2002年12月18日法務省民商第3044号民事局商事課長回答

しかし、機動的な意思決定の必要がある場面もあるため、会社法は、定款で定める場合は、いわゆる書面決議(みなし取締役会決議)を行うことを認めています。すなわち、会社法 370 条は、定款に定めがあるときは、取締役が取締役会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役の全員が書面(電磁的記録を含みます。)により同意し、かつ、監査役が異議を述べなかったときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなされると規定しています。

したがって、新型コロナウイルスの影響によって通常どおりの取締役会開催が困難な場合や、緊急に取締役会決議を行うことが必要な場合には、この書面決議の方法を選択することも考えられます。

(2) 書面決議についての留意点

書面決議の仕組みを利用すれば、現実には会議としての取締役会を開催しなくても取締役会決議事項について意思決定ができます。もっとも、会議の方法で実質的な審理(質疑応答、意見表明等)を経ることによって、はじめて議論が深まり適切な意思決定ができることも多々あります。したがって、書面決議を多用し、取締役会の機能が形骸化することは適切ではありません。あくまで例外的な方法として位置づけることが適当であると思われます。

なお、会社法 363 条 2 項は、最低 3 か月に 1 回以上の頻度で、代表取締役等が取締役会で職務執行状況等を報告することを義務づけていますので、3 か月以上にわたって取締役会を開催しないことは認められていません。

4 新型コロナウイルス感染拡大対策と株主総会

(1) 株主総会の運営の留意点

2020 年 4 月、経済産業省と法務省は、新型コロナウイルスに関して、株主総会運営についての Q&A を公表しています²。主な内容は、次のとおりです。

- ① 招集通知において、株主に来場を控えるように呼びかけることが可能です。なお、その際には、書面や電磁的方法による事前の議決権行使の方法を案内することが望まれます。実際にも、そのように招集通知に記載している企業が多数にのびります。
- ② 会場に入場できる株主の人数制限、自社会議室の利用等による会場規模の縮小が可能です³。さらには、書面や電磁的方法による事前の議決権行使の方法によって定足数等を満たせば、会場に現実に出席する株主が 0 人でも、株主総会決議が可能です。
- ③ 発熱、咳などの症状を有する株主について、入場を断ることや退場を命じることが可能です。
- ④ 株主総会の時間短縮等の措置が可能です。

(2) オンライン等での株主総会の開催

株主総会を開催する現実の「場所」を設けつつ、インターネット等によるオンライン等での株主

² 株主総会運営に係る Q&A(経済産業省、法務省) https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai_qa.html

³ 人数制限や会場規模の縮小を実施する場合、招集通知にその旨の記載をすべきです。

の参加／出席⁴を認める株主総会を実施することが⁵、現行法上、可能とされています。

ただし、株主が法的に有効に「出席」して議決権行使等を行うためには、前述の WEB 会議等による取締役会における考え方と同じく、情報伝達の「双方向性」と「即時性」の確保が必要です。通信障害が起きたときにどうするか等も含めた丁寧な事前準備を行っておくことが重要です。

(3) 株主総会の開催時期を変更する選択肢があること

2020 年 4 月、経済産業省と法務省は、新型コロナウイルスに関連して、3 月期決算企業が 6 月末に開催予定としている定時株主総会について、延期（会社法上、定時株主総会を決算後 3 か月以内に必ず開催しなければならないわけではありません。ただし、3 か月以内に開催しない場合、権利行使できる株主を定める基準日の関係で、公告が必要になる場合があります。）⁶ や継続会⁷の開催も含め、例年とは異なるスケジュールや方法で行うことの検討を求める見解を公表しています。

5 まとめ

新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、これまでとはまったく違う発想での会社の運営が求められています。しかし、これは、取締役会や株主総会を含めた会社運営全般について、IT を活用し柔軟な発想で合理化に取り組むことができる機会であるとも言えます。

当事務所では、そのような取り組みを積極的にサポートしていますので、お気軽にご相談ください。

⁴ ここではオンラインによって法律上有効に出席して議決権行使等をする方式を「出席」と呼んでいます。

⁵ ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド（経済産業省）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200226001/20200226001-2.pdf>

⁶ 定時株主総会については、決算後 3 か月以内に開催する会社が多いですが、会社法 296 条 1 項によれば、事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならないものとされており、決算後 3 か月以内に必ず開催しなければならないとされているわけではありません。定時株主総会の開催時期に関する定款の定めがある場合でも、通常、天災その他の事由によりその時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じたときまで、その時期に定時株主総会を開催することを要求する趣旨ではないと考えられます。新型コロナウイルス感染症に関連し、定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合には、その状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りるものと考えられます。

ただし、会社法上、基準日の株主が行使することができる権利は、当該基準日から 3 か月以内に行行使するものに限られます（会社法 124 条 2 項）。したがって、定款で定時株主総会の議決権行使のための基準日が定められている場合において、新型コロナウイルス感染症に関連し、当該基準日から 3 か月以内に定時株主総会を開催できない状況が生じたときは、会社は、新たに議決権行使のための基準日を定め、当該基準日の 2 週間前までに当該基準日及び基準日株主が行使することができる権利の内容を公告する必要があります（会社法 124 条 3 項本文）。なお、基準日を変更する場合、配当の基準が変わることに留意が必要です。

定時株主総会の開催について（法務省）http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html

⁷ 継続会について（金融庁等）<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/keizokukai.pdf>

※ 許可なく転載することはお控え下さい。

※ このニュースレターは郵送から PDF ファイルでのメール配信に変更できます。PDF ファイルは、貴社内で転送・共有
いただいて差し支えありません。電話またはメール(newsletter@umedasogo-law.jp)でお気軽にお申し出ください。

COLUMN

約7週間に及ぶ緊急事態宣言が解除されました。この間、休業要請や外出自粛により、経済活動や日常生活に大きな影響が生じました。

これまで必要と思っていたことが実はそれほど必要ではないと分かったり、さほど必要性を感じていなかったことの必要性を痛感した方も多いと思います。IT化やペーパーレス化はその最たる例で、今回、必要に迫られて在宅勤務を行ったことで、そのメリットや問題点も明らかになったと思います。

今後も、新型コロナウイルスの感染拡大に注意しながら日常生活や事業活動を営む必要があります。気を緩めることなく、今のうちに、必要性の高いタスクとそうでないタスクを点検し、「新しい生活様式」に沿った業務フローを構築して、「第二波」に備えておくことが求められます。

(弁護士 今田晋一)

梅田総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0003 大阪市北区堂島1丁目1番5号 ザイマックス梅田新道ビル12階

TEL : 06-6348-5566(代) FAX : 06-6348-5516

東京事務所 〒106-0032 東京都港区六本木6丁目8番28号 宮崎ビル3階

TEL : 03-6447-0979 FAX : 03-5410-1591

<https://www.umedasogo-law.jp>